

## 滑川市居住誘導区域住宅取得支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市居住誘導区域住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の規定により本市が作成した立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建築する住宅をいう。
- (3) 建売住宅 建築後未入居の住宅であって、売買契約により取得するものをいう。
- (4) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅であって、売買契約により取得するものをいう。
- (5) 断熱等性能等級5以上 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく断熱等性能等級5以上の性能をいう。
- (6) 住宅取得額 住宅の新築又は購入に要する費用（土地の取得及び敷地造成工事に係る費用を含まない。）をいう。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、居住誘導区域内での居住を促進し、人口の定着及び地域の持続可能な発展に資する良好な住宅ストックの形成を図ることを目的として、居住誘導区域内において取得する住宅に係る住宅取得額に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助対象住宅)

第4条 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 居住誘導区域内に所在する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合している住宅であ

ること。

(3) 公共工事等に伴う移転補償により取得した住宅ではないこと。

2 前項に定めるもののほか、新築住宅及び建売住宅については、断熱等性能等級5以上の住宅であること。

3 第1項に定めるもののほか、中古住宅については、次の各号のいずれかに該当する住宅であること。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築されたもの

(2) 昭和56年5月31日以前に建築されたものであって、耐震補強工事（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の方法（国土交通大臣がこれと同等と認める方法を含む。）による耐震診断の結果、耐震評点が1.0以上（非木造住宅にあっては、0.6以上）となるものに限る。）を実施したもの

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 令和8年4月1日以降に補助対象住宅を取得する者

(2) 補助対象住宅を取得後、自ら居住する者

(3) 補助対象住宅の所有権の登記名義人となる者

(4) 市税等を滞納していない者

(5) 補助対象住宅の住宅取得額に対し、他に市の補助金の交付を受けていない者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける営業又は公序良俗に反する営業を行う者でない者

(7) 滑川市暴力団排除条例（平成24年滑川市条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない者

2 補助対象住宅の所有権の登記名義人が共有名義となる場合は、共有名義人に係る共有者のうち1人を補助対象者とする。

3 同一の個人に対して行う補助は、1回を限度とする。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第6条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数

が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、補助限度額を超える場合にあっては、当該限度額を用いて算定するものとする。

- 3 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方税に相当する額は、補助対象経費から除外する。

（事前申込）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、滑川市居住誘導区域住宅取得支援事業補助金事前申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の事前申込は、新築住宅の場合は着工前、建売住宅及び中古住宅の場合は建物に係る所有権移転登記の前に行われなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による事前申込書の提出の日から1年以内に、次条第1項に規定する補助金交付申請書の提出又は相談がなかったときは、事前申込の取り下げがあったものとみなす。

（補助金の交付申請）

第8条 規則第3条の規定による交付申請書及び添付書類の様式等は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の書類は、建物に係る所有権保存登記（建売住宅又は中古住宅の場合は、所有権移転登記。以下この項において同じ。）の日から起算して3月を経過した日又は所有権保存登記の日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容の審査及び必要な調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定及び額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消）

第10条 市長は、規則第5条に規定するもののほか、補助金の交付を受けた者が、交付決定を受けた日から起算して5年以内に住所地又は生活の本拠を変更したときは、補助金の交付を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その補助金の一部又は全部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項の規定による申込みをした者に関しては、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
区域外居住者	住宅取得額 ただし、国又は県が実施する住宅取得額に対する補助金の交付を受けている場合は、その補助金の交付額を差し引いた額。	5分の1	50万円
区域内居住者			20万円

※区域外居住者とは、第7条に規定する事前申込を行った日において居住誘導区域内に住所を有していない者をいい、区域内居住者とは、同日において居住誘導区域内に住所を有している者をいう。

別表第2 (第8条関係)

書類の名称	注意
交付申請書兼実績報告書	・様式第2号による。
契約書の写し	・工事請負契約書又は売買契約書の写し。
登記全部事項証明書	・所有権保存登記又は所有権移転登記(本補助事業の対象登記)がなされているもの
検査済証の写し又は帳記載証明書(原本)等	・建築基準法等の規定に適合し、完了検査を受けたことがわかるもの
求積図表、平面図、立面図	・検査済証の写し又は帳記載証明書(原本)等がない場合のみ必要。

付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図等に住宅の位置を明示すること。</li> </ul>
配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺、寸法、敷地境界、敷地に接する道路の位置及び幅員がわかるもの</li> </ul>
世帯全員の住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象住宅に転居後のもの</li> </ul>
戸籍の附票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票だけでは居住要件が確認できない場合のみ必要。</li> </ul>
市税等の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者のもの</li> <li>・交付申請日の属する年の1月1日現在において住民票を有していた市区村町の納税証明書を提出すること。</li> <li>・非課税の場合は非課税証明書で代替できるものとする。</li> </ul>
断熱等性能等級証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅及び建売住宅の場合に必要。</li> <li>・断熱等性能等級5以上であることが確認できる第三者機関による証明書等。 例) B E L S等の評価書、長期優良住宅建築等計画認定通知書、設計住宅性能評価書等の写し</li> </ul>
耐震性能が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古住宅かつ昭和56年5月31日以前に建築されたものの場合のみ必要。</li> <li>・構造計算書等で、耐震評点が1.0以上(非木造住宅にあつては、0.6以上)であることが確認できるもの</li> </ul>
交付決定通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は県が実施する住宅取得額に対する補助金の交付を受けている場合、その交付決定額がわかるもの</li> </ul>
その他、必要に応じて市長が指定する書類	